

本会議から付託された議案3件を審査するため、2月8日に産業水道委員会を開催しました。

議案第2号 財産の処分について

～内容～

ユニチカ跡地の市有地をシノプフーズ株式会社に処分しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：企業の立地に当たっては、周辺地域の地下水の確保、土地売買契約締結後、雨水及び下水道の排水処理等への対応が不可欠と考える。これまで本委員会としては、契約時にこれらの事項を確約してもらおうと求めてきたが、どのような結果になったか。

答：地下水の確保、雨水及び下水道の排水処理への対応については、契約書に入らないかという御要望であったが、企業と協議をした結果、協定書に盛り込み、協定書を遵守するという文言を契約書に入れている。

(当局の説明を受けるとともに、契約書及び協定書を確認した。)

問：土地の単価は、どのような根拠で算定されたのか。

答：土地の単価は、不動産鑑定士による鑑定評価額をもとに決定している。

議案第3号 財産の処分について

～内容～

ユニチカ跡地の市有地を大黒天物産株式会社に処分しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：今回の企業誘致にあたって、要した経費の内訳はどうか。

答：主なものとしては、地中埋設物調査が1,050万円、用地測量業務が55万3千円、伐採樹木等処理業務が550万円、不動産鑑定業務が12万円、企業誘致情報提供奨励金として477万円がある。

議案第 11 号 平成 23 年度総社市一般会計補正予算（第 5 号）

～内容～

ユニチカ跡地の市有地の売払収入の増額補正。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：一社のみ土地売払収入が補正予算に計上されているが、もう一社の土地売払収入の予算計上はどのようになる予定か。

答：今回の補正では、シノプフーズ株式会社の土地売払収入のみを補正予算に計上している。大黒天物産株式会社については、引き渡しは平成 24 年 10 月であるため、平成 24 年度当初予算に計上する予定である。

問：二社で土地の引き渡しの時期に違いがあるのは、どのような理由か。

答：シノプフーズ株式会社については、平成 25 年 1 月に操業の予定である。大黒天物産株式会社については、平成 25 年 4 月に操業の予定であり、ユニチカテキスタイルの社宅等の建物を倒すための期間が必要であり、引き渡しに違いがある。

「そうじゃ地・食べ委員会」による学校給食の地元食材の納入について

～内容～

本年度から「そうじゃ地・食べ委員会」を設立し、学校給食の食材について、地元食材の納入の推進に取り組んでいるが、納入食材の大きさが統一されていない、また、変形した食材が納入されるなどの理由により、学校給食共同調理場の調理員の負担が増えるという問題が起こっており、これらの問題の解決に向け、「学校給食共同調理場」を所管する総務文教委員会と合同で調査を行おうとするもの。

～結果～

総務文教委員会と連合調査会を開催し、調査を行っていくことに決定。